

船橋市中小企業資金融資

創業後確定申告未済・市外在住の
個人事業主の申告に係る誓約書

船橋市長あて

私は、船橋市中小企業融資制度資金の申込みをするにあたり、船橋市民税の納税義務者である（予定含む）ことから、申告が必要な場合に、税務署への確定申告や船橋市への市県民税申告など、必要な申告を行うことを誓約します。また、融資後、最初の申告が完了した際には、船橋市長宛てにその旨を証明する書類（※1）を提出します。

令和 年 月 日

申込人

住所

氏名

印

記

申込資金名（申込資金名を丸で囲んでください。）

小口零細企業・普通事業・設備改善・創業支援・短期運転・特定中小企業者対策・災害復旧 資金

申込金額 : 円

市県民税を納める人（納税義務者）

- ・市内に住所のある人：均等割+所得割
- ・市内に住所はないが事務所・事業所又は家屋敷（貸家の場合は該当しません）のある人：均等割

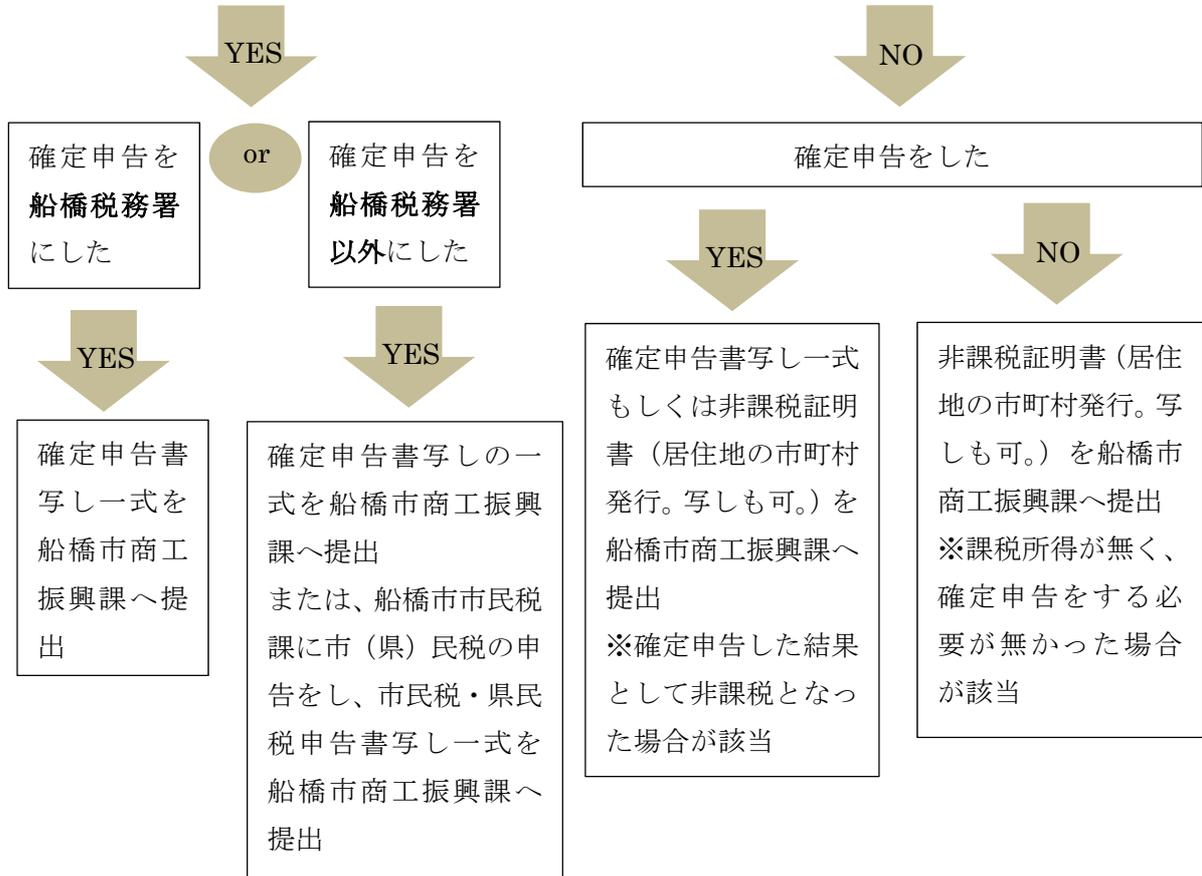
※1 融資後の船橋市への提出書類については、裏面をご確認ください。

《融資後の船橋市への提出書類チェックフロー》

《前提》

住所が船橋市外にあり、事業所が船橋市内にある

前年に船橋市内事業所の事業に係る課税所得があった



※確定申告書写しについては、電子申告の場合はメール詳細、市民税・県民税申告書写しについては、船橋市市民税課の受理印のあるものをご提出ください。

※非課税証明書については、申告をした年の6月中旬頃から取得可能です。